明治二十五年三月三十一日　第三種郵便物認可

３　前項の規定は、法第十四条の規定により求人者が学校卒業見込者等求人（同条第一項に規定する学校卒業見込者等求人をいう。第五条第二項第一号及び第七条第一号イにおいて同じ。）の申込みを行う場合について準用する。この場合において、前項中「労働者の募集を行う場合」とあるのは、「求人の申込みを行う場合」とする。

（青少年雇用情報の提供の方法等）

第四条　（略）

２　法第十三条第二項の規定により青少年雇用情報の提供を求める場合には、学校卒業見込者等（同条第一項に規定する学校卒業見込者等をいう。次条第二項第二号において同じ。）は、次に掲げる事項について、電子メールを送信する方法又は書面を交付する方法その他の適切な方法により、労働者の募集を行う者又は募集受託者に明示しなければならない。

一～三　（略）

３　（略）

第五条　（略）

２　法第十四条第二項の規定により青少年雇用情報の提供を求める場合には、次の各号に掲げる者は、当該各号に定める事項について、電子メールを送信する方法又は書面を交付する方法その他の適切な方法により、求人者に明示しなければならない。

一　当該求人者が学校卒業見込者等求人の申込みをした公共職業安定所、特定地方公共団体（職業安定法第四条第八項に規定する特定地方公共団体をいう。第七条第一号において同じ。）又は職業紹介事業者（同法第四条第九項に規定する職業紹介事業者をいう。同号において同じ。）　前条第二項第三号に掲げる事項

二　（略）

３　（略）

（認定の申請）

第六条　（略）

（認定の基準）

第七条　法第十五条の厚生労働省令で定める基準は、次のとおりとする。

一～四　（略）

五　次のいずれにも該当しない者であること。

イ　法第十七条の規定により認定を取り消され、その取消しの日から起算して三年を経過しない者（当該取消しの日前に第十条の規定による申出をした者（ロからトまでに掲げる者に該当することによりこの号に掲げる基準に該当しなくなった旨の申出をした者を除く。）

ロ～ト　（略）

（法第十六条第一項の商品等）

第八条　（略）

（報告）

第九条　認定事業主（法第十六条第一項に規定する認定事業主をいう。以下同じ。）は、毎事業年度終了後一月以内に、認定状況報告書（様式第二号）に第六条の書類を添えて所轄都道府県労働局長に提出しなければならない。ただし、やむを得ない理由により当該一月以内に認定状況報告書を提出できないと所轄都道府県労働局長が認めた場合には、この限りではない。

（所轄都道府県労働局長に対する申出）

第十条　認定事業主は、第七条各号に掲げる基準に適合しなくなったときは、所轄都道府県労働局長にその旨を申し出ることができる。

３　前項の規定は、法第十四条の規定により求人者が学校卒業見込者等求人（法第十一条に規定する学校卒業見込者等求人をいう。第七条第二項第一号及び第九条第一号イにおいて同じ。）の申込みを行う場合について準用する。この場合において、前項中「労働者の募集を行う場合」とあるのは、「求人の申込みを行う場合」とする。

（青少年雇用情報の提供の方法等）

第六条　（略）

２　法第十三条第二項の規定により青少年雇用情報の提供を求める場合には、学校卒業見込者等（法第十一条に規定する学校卒業見込者等をいう。次条第二項第二号において同じ。）は、次に掲げる事項について、電子メールを送信する方法又は書面を交付する方法その他の適切な方法により、労働者の募集を行う者又は募集受託者に明示しなければならない。

一～三　（略）

３　（略）

第七条　（略）

２　法第十四条第二項の規定により青少年雇用情報の提供を求める場合には、次の各号に掲げる者は、当該各号に定める事項について、電子メールを送信する方法又は書面を交付する方法その他の適切な方法により、求人者に明示しなければならない。

一　当該求人者が学校卒業見込者等求人の申込みをした公共職業安定所、特定地方公共団体（職業安定法第四条第八項に規定する特定地方公共団体をいう。第九条第一号において同じ。）又は職業紹介事業者（同法第四条第九項に規定する職業紹介事業者をいう。第九条第一号において同じ。）　前条第二項第三号に掲げる事項

二　（略）

３　（略）

（認定の申請）

第八条　（略）

（認定の基準）

第九条　法第十五条の厚生労働省令で定める基準は、次のとおりとする。

一～四　（略）

五　次のいずれにも該当しない者であること。

イ　法第十七条の規定により認定を取り消され、その取消しの日から起算して三年を経過しない者（当該取消しの日前に第十二条の規定による申出をした者（ロからトまでに掲げる者に該当することによりこの号に掲げる基準に該当しなくなった旨の申出をした者を除く。）を除く。）

ロ～ト　（略）

（法第十六条第一項の商品等）

第十条　（略）

（報告）

第十一条　認定事業主（法第十六条第一項に規定する認定事業主をいう。以下同じ。）は、毎事業年度終了後一月以内に、認定状況報告書（様式第二号）に第八条の書類を添えて所轄都道府県労働局長に提出しなければならない。ただし、やむを得ない理由により当該一月以内に認定状況報告書を提出できないと所轄都道府県労働局長が認めた場合には、この限りではない。

（所轄都道府県労働局長に対する申出）

第十二条　認定事業主は、第九条各号に掲げる基準に適合しなくなったときは、所轄都道府県労働局長にその旨を申し出ることができる。